

II プラン作成の基本的な考え方

1 プランの位置付け

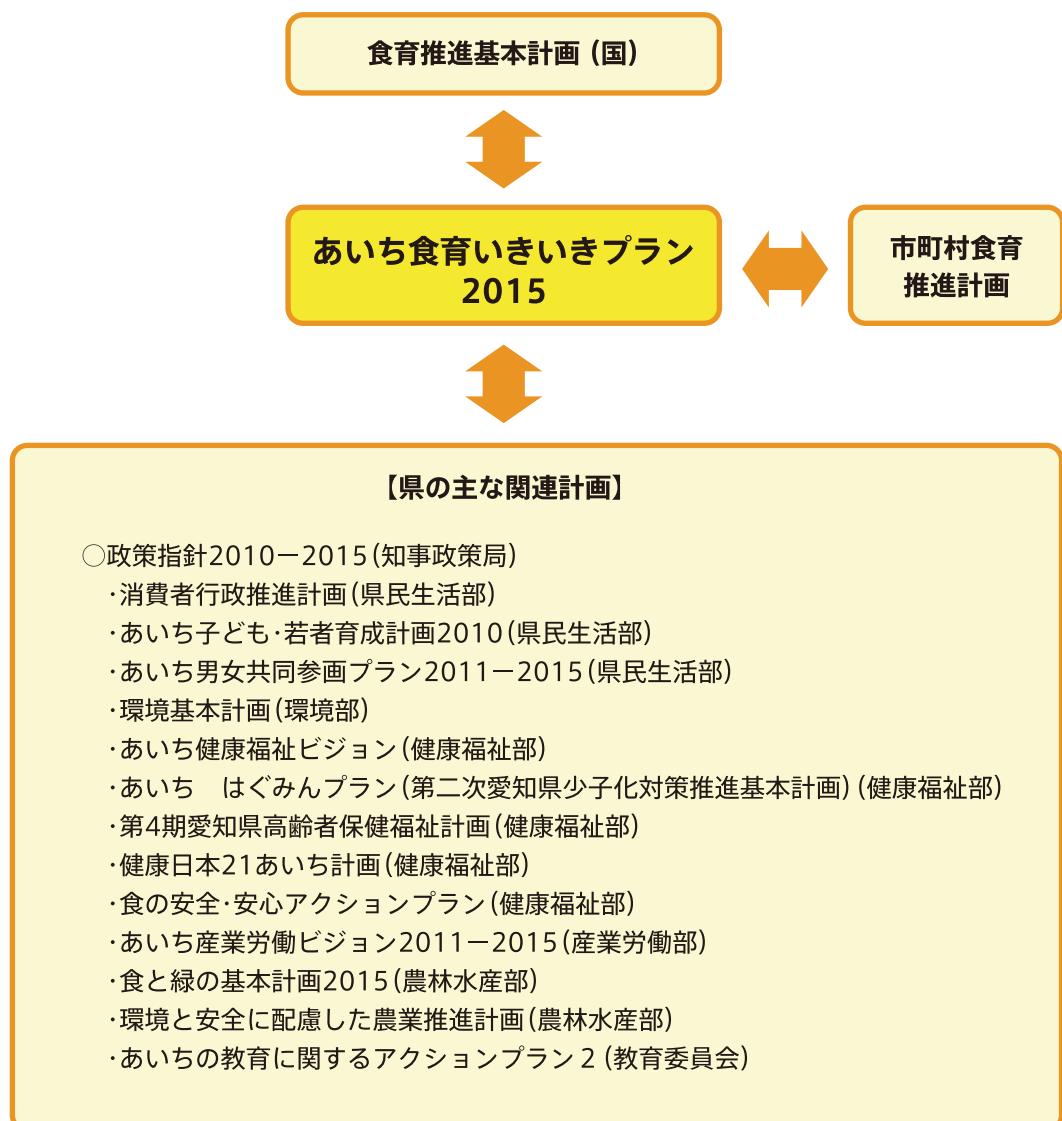
- 「あいち食育いきいきプラン2015」は、食育基本法(平成17年7月15日施行)第17条第1項で規定する都道府県食育推進計画に位置付けます。
- 「あいち食育いきいきプラン2015」は、県民一人ひとりが食の大切さを理解して、主体的に食育に取り組むための指針とします。
- 「あいち食育いきいきプラン2015」は、保育所・幼稚園、学校、職場、地域のあらゆる場所や機会において、教育、保育、社会福祉、医療・保健、農林水産業、食品産業等の関係者が連携・協力して、本県における食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための基本とします。

2 プランの期間

- 平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までとします。
- なお、情勢の変化があった場合は、プランの期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

3 プランの推進

- 愛知県食育推進会議が中心になって、県、市町村、団体、事業者などがそれぞれの役割と特性を生かしながら、様々に連携・協力して継続的な県民運動として展開します。
- 愛知県では、これまでにも健康福祉、農林水産、教育など、それぞれの分野で計画を作成して食に関する施策を推進しており、これらの計画と連動して食育に取り組みます。
- また、国の食育推進基本計画に基づく施策の推進を図るとともに、地域に密着した食育活動が推進されるよう、市町村食育推進計画と密接に連携して取組を進めます。



III これまでの取組の評価と今後の展開

平成18年11月に作成した「あいち食育いきいきプラン」に基づき実施された取組に対して、「体」、「心」、「環境」の食育の三つの方向に沿った視点、並びに食育を支える視点に着目して評価するとともに、今後の展開として取組の方向を示しました。

1 「体」、「心」、「環境」に視点をおいた食育の評価

1-1 食に関わる「体」の視点



(1) 現状と課題

● 朝食の欠食割合は全体的に顕著な改善みられず

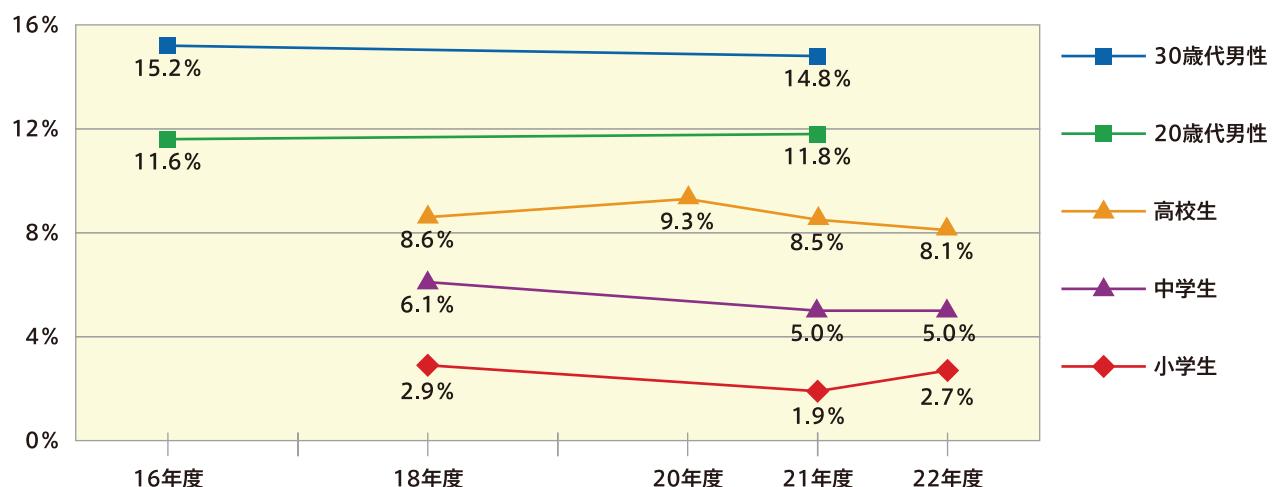
単独世帯の増加や生活スタイルの夜型化などを背景に私たちの食生活は大きく変化し、朝食の欠食や間食、夜食が習慣になるなど、食生活のリズムに乱れがみられます。

朝食の欠食については、全体的に顕著な改善がみられません。

子どもが毎日朝食をとることについては、「早寝早起き朝ごはん」運動など学校と家庭の連携による取組を進めており、栄養教諭を配置した学校においては、継続的な食に関する指導により改善が図られています。

なお、子どもが朝食に野菜を食べている割合は小学生60.9%、中学生47.0%にとどまっており、成長期であることから、今後は朝食の望ましい栄養バランスなど踏み込んだ指導が必要です。

■ 朝食の欠食割合



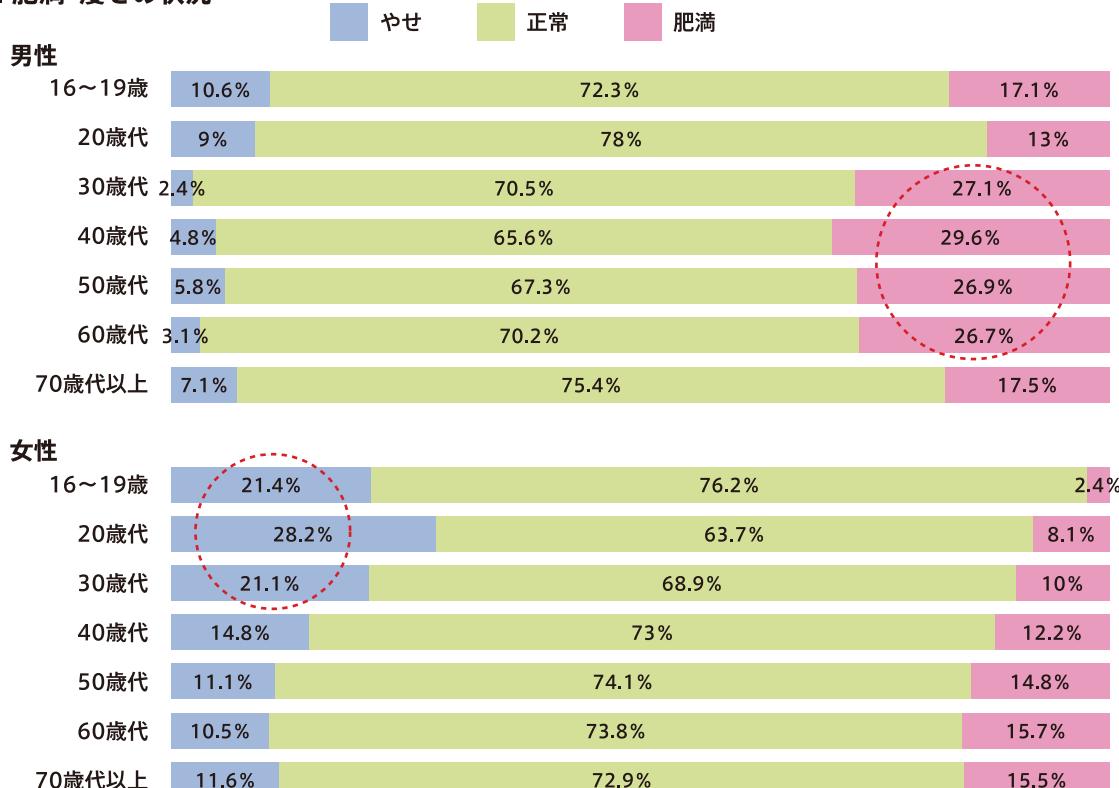
(県教育委員会調査・県生活習慣関連調査)

● 成人男性に多い肥満と若年女性における過度な痩身志向

栄養バランスの崩れや運動不足に伴い、成人男性の約4人に1人が肥満者となっており、メタボリックシンドローム^{注1}(内臓脂肪症候群)等を主な要因とする生活習慣病の発症が懸念されます。

一方、若い女性においては「やせ」の割合が高く、太っていないにもかかわらず自らを太っていると認識(平成20年度に県内の大学生を調査。実際の肥満女性は全体の6%にもかかわらず、女性の約6割が「自分は太っている」と回答。)するなど、過度な痩身志向がみられます。

■ 肥満・痩せの状況



(H21 県生活習慣関連調査)

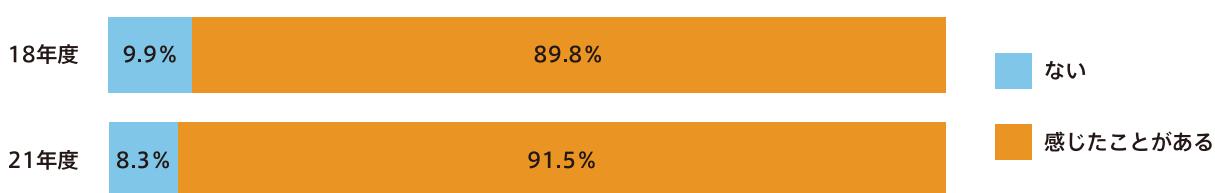
● 健康な歯を持つ子どもや高齢者は増加

よくかみ味わうために必要な、健康な歯を持つ子どもについては、幼児、児童とも増加傾向にあります。また、80歳で20本以上の歯を持つ高齢者の割合も増えています。

● 依然として高い食に対する不安

食品表示の適正化の推進や食の安全・安心に関する情報提供を行っていますが、食の安全性や信頼性にかかる事案の発生などにより、食に対する不安感は依然として高い状況です。

■ 食に対する不安感



(県 消費生活モニターアンケート)

(2) 取組の方向

● 子どもから高齢者まで生涯を通じた健全な食生活の実践

バランスのとれた規則正しい食習慣を身に付けることは、健康な体をつくるための第一歩です。子ども時代から発達段階に応じた食育を行うことはもちろんのこと、義務教育以降も、ライフステージに応じた健全な食生活を実践できるよう取組を進めます。

● 成年男性に多い肥満や若年女性に多い過度な痩身等の予防対策

生活習慣病を予防するため、若年期からのメタボリックシンドローム^{注)}や若い女性を中心とした過度な痩身について、食の視点からの予防対策に取り組みます。

● 食品表示の適正化や食の安全に関する情報提供による信頼の構築

県民が食の安全に関する正しい知識と理解を深め、食品を選択する能力を養うことや食品衛生に気を付けるよう取組を進めます。また、事業者には県民への積極的な情報提供を促し、信頼の構築に努めます。

1－2 食に関わる「心」の視点



(1) 現状と課題

● 広がらない家族や友人と食卓を囲む機会

家族団らんの機会が減少し、家族がばらばらに食べる「孤食」、同じ食卓を囲みながらも違うものを食べる「個食」などがみられることから、家族や友人と楽しく食事をすることを啓発してきましたが、その機会は広がっていません。

■ 家族等と一緒に楽しく食事をする人の割合

(1日最低1食、家族や友人と一緒に楽しく30分以上かけてとる人の割合)



(県生活習慣関連調査)

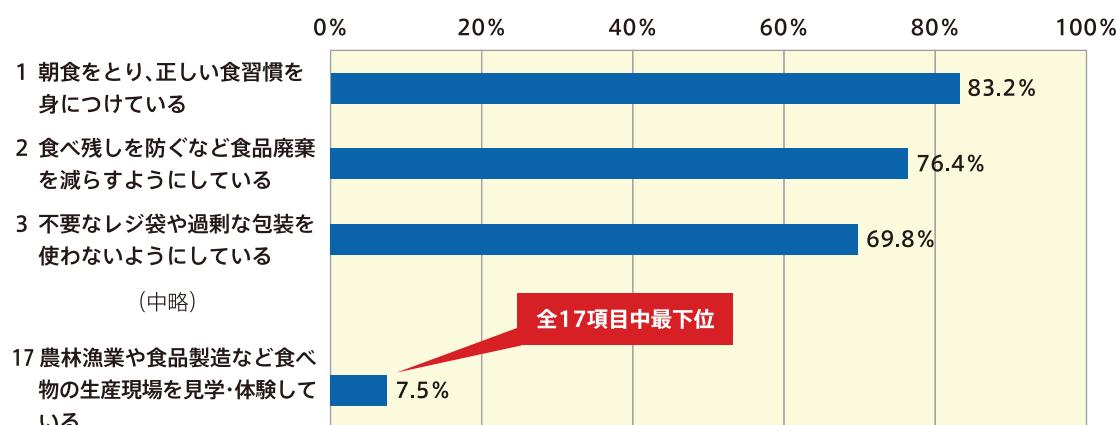
● 食料の生産や加工等の現場に直接ふれる機会の減少

産業構造の変化や食の外部化等が進む中で、多くの人にとっては食料の生産や加工等の現場に直接ふれる機会が少なくなっているため、県や多くの団体が、体験や見学等の取組を進めています。

しかしながら、平成22年度県政モニター調査では、「食べ物の生産現場を見学・体験している」と回答した人は7.5%に過ぎず、一層の体験機会の増加が望まれます。

■ 実践している食育の取組

(日ごろ取り組んでいる、食育に関する行動を複数選択)



(H22 県政モニター調査)

● 給食での地場産物利用の進展

季節や行事に合わせて家庭で作られ伝えられてきた地域の伝統料理が失われつつあることから、学校給食において地場産物や郷土料理等の導入を促進してきており、平成22年度の地場産物の使用割合は37%に達しています。